

平成22年第4回安堵町議会定例会会議録

(第1日)

平成22年11月29日(月)午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

2 出席議員 11名

3 欠席議員 1名

1 番 安 井 修

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	吉 岡 勉	理 事	山 崎 文 生
総務課長	中 野 彰 宏	税務課長	喜 多 君 美 代
住民課長	堀 口 善 友	産業課長	寺 前 高 見
人権同和対策課長	大 星 義 博	建設課長	古 川 秀 彦
水道課長	北 門 康 幸	会計室長	吉 村 良 昭

5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長 近 藤 善 敬 書 記 吉 川 明 宏

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて

(平成 22 年度安堵町一般会計補正予算 (補正第 6 号) について)

日程第 4 議案第 1 号：安堵町例規集の条例の整備に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 2 号：安堵町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について

日程第 6 議案第 3 号：特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を
改正する条例について

日程第 7 議案第 4 号：一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 5 号：災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例を廃止する条例
について

日程第 9 議案第 6 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算 (補正第 7 号) について

日程第 10 議案第 7 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算 (補正第 3 号) に
ついて

日程第 11 発議第 1 号：安堵町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について

日程第 12 発議第 2 号：安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例について

日程第 13 発議第 3 号：奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため、公的存続法の早
期成立を求める意見書

開 会 午前10時

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今の出席議員 11名です。

定足数に達していますので、平成22年第4回安堵町議会定例会を開会します。

議長（森田 瞳） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） 西本町長。

（西本町長、登壇）

町長（西本安博） おはようございます。

年の瀬も近づきまして、公私共、何かとお忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

安堵町議会12月定例会の開会にあたり、その提案させていただきますその概略を説明させていただきます。

本日、提案させていただきます案件は8件でございます。

条例の制定案件が2件、条例の一部改正案件が2件、条例の廃止案件が1件、補正予算案件が3件で、うち専決処分の補正予算案件1件の合計8件でございます。

順を追って御説明いたしますので、皆様の御審議を仰ぎ、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

報告第1号でございます。

専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）でございます。

本補正につきましては、消防費14万4千円の増額補正でございます。

補正内容であります。消防団員 1 名の退団による退職報償金の支払いでございます。退職報償金につきましては、全額、消防団員等公務災害補償等共済基金より支払われるものでございます。なお、共済基金よりの入金の関係上、これを専決処分とさせていただきます。

次に、議案第 1 号でございます。

安堵町例規集の条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

本件につきましては、安堵町の例規集を安堵町のホームページに掲載するため、文言整理等につきまして一定の基準に従い、例規集に掲載されている条例等を一括で補正するための条例制定でございます。

次に、議案第 2 号：安堵町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定についてでございます。

本件につきましては、西名阪自動車道、(仮称)安堵郡山西スマートインターチェンジ設置が大和中央道付近に計画されたことを受け、平成 19 年 3 月に安堵町総合計画の見直しを図り、中学校に隣接する東側部分を産業文化ゾーンと位置付けました。この地域の活用目的を具体化するための安堵町地区計画を策定するに当たり、都市計画法第 16 条第 2 項の規定により本条例を制定するものでございます。

次に、議案第 3 号：特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

本件につきましては、町長・副町長及び教育長の期末手当の人事院勧告に伴う減額措置として、期末手当を年間で 0.15 か月分を引き下げるものでございます。

現行では、年間 3.1 か月分を支給しておりますが、0.15 か月分を引き下げ、年間 2.95 か月分と改正するものでございます。

次に、議案第 4 号でございます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件につきましても、人事院勧告に伴い民間企業との給与格差を是正するため、期末勤勉手当を現行、年間 4.15 か月分の支給を 0.2 か月分引き下げ、年間 3.95 か月分とするもの、及び国家公務員の給料表改正に伴う安堵町一般職給料表の改正、並びにこれらに伴う、本年 4 月から 11 月分給与及び 6 月期期末勤勉手当に及ぶ格差相当分を 12 月期期末勤勉手当で調整するものでございます。

次に、議案第 5 号でございます。

災害による被害者に関する町税の減免に関する条例を廃止する条例についてでございます。

本件につきましては、昭和 36 年 9 月に発生いたしました第 2 室戸台風による被害者救済措置としての町民税及び固定資産税に対する減免措置に関する規定でございますが、限定した措置により、現在実効性が喪失しているため、当該条例を廃止するための条例でございます。

次に、議案第 6 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）についてござい

います。

今回の補正につきましては、432万6千円の増額補正でございます。

補正内容でございますが、総務費におきましては、県事業の緊急雇用創出事業補助金を活用するもの、また、来年4月執行の知事・県議会議員選挙費の内示に伴うものなど、合わせて304万円の増額補正でございます。

次に、民生費におきましては、障害者自立支援給付費負担金の精算に伴うもの、また、障害者自立支援法改正に伴い、特定旧法指定施設が新体系事業所へ移行促進するための補助金、及び各種サービスの提供の利用者数の増加に伴うもの、重度の障害のある人に対する自立生活支援用具の給付又は関与の利用件数の増加に伴うもの、職員の昇給及び異動に伴うもの等で、合わせて544万1千円の増額補正でございます。

次に、衛生費におきましては、職員の退職により242万1千円の減額補正。

次に、土木費におきましては、下水道事業特別会計におきまして、公共下水道特別処置分として下水道事業の起債枠の増額に伴い、一般会計からの繰り入れにつきまして230万円の減額補正。

次に、教育費におきまして、低所得の保護者への就学援助につきまして、生活保護基準改正により、1人当りの児童養育加算が増額されたことに伴うことなど、認定者数が増加したため、56万6千円の増額補正を行うものなどでございます。

次に、議案第7号でございます。

平成22年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正3号）についてでございます。

本補正につきましては、平成22年度公共下水道事業の起債償還元金に充当するための公共下水道特別措置分としての起債同意額が230万円となったことにより、財源更正により下水道事業起債を増額し、一般会計からの繰り入れを230万円減額補正するものでございます。

以上、大筋につきまして御説明をさせていただきましたが、細部につきましては、その都度担当課長より説明をさせますので、御審議願いまして、御承認、御可決賜りますよう宜しくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

議長（森田 瞳） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、

7 番、松本正弘 議員と、9 番、田中幹男 議員を指名します。

議長（森田 瞳） 日程第 2 : 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より 12 月 8 日までの 10 日間と内定しておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から 12 月 8 日までの 10 日間とすることに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第 3 報告第 1 号 : 「専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 報告第 1 号 : 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について、を説明いたします。

本補正につきましては、消防費 14 万 4 千円の増額補正でございます。

これによる歳入歳出総額は、それぞれ 27 億 5,347 万 3 千円でございます。

補正内容といたしましては、消防団員 1 名の退団に伴います退職報償金の支払いによるものでございます。退職報償金につきましては、全額、消防団員等公務災害補償等共済基金より支払われるもので、この共済基金からの入金を受入日の関係により専決処分とさせていただきます。

それでは、補正予算書より説明いたします。

7 ページをお開きください。

款 8. 消防費、項 1. 消防費、目 1. 非常備消防費でございます。

補正額 14 万 4 千円でございます。

これが消防団員 1 名の退団に伴う退職報償金でございます。

この財源といたしましては、6 ページを戻っていただきまして、

款 18. 諸収入、項 3. 雑入、目 1. 雑入の 14 万 4 千円、消防団員退職報償金の受け入れ金として全額充てさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 22 年 11 月 29 日提出

安堵町長 西本 安博

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 22 年 10 月 27 日専決

安堵町長 西本 安博

1 ページを御覧ください。

平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）

平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 14 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 5,347 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 10 月 27 日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

2 ページを御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 18. 諸収入、項 3. 雑入

補正前の額 992 万 5 千円、補正額 14 万 4 千円、計 1,006 万 9 千円。

歳入合計

補正前の額 27 億 5,332 万 9 千円、補正額 14 万 4 千円、計 27 億 5,347 万 3 千円。

歳出

款 8. 消防費、項 1. 消防費

補正前の額 1 億 1,276 万円、補正額 14 万 4 千円、計 1 億 1,290 万 4 千円。

歳出合計

補正前の額 27 億 5,332 万 9 千円、補正額 14 万 4 千円、計 27 億 5,347 万 3 千円でございます。

以下、事項別明細書については、先ほど説明いたしましたので割愛させていただきます。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第 1 号に対し採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第 1 号は、承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第4 議案第1号：「安堵町例規集の条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 失礼します。

議案第1号：安堵町例規集の条例の整備に関する条例の制定についてを説明いたします。

本件につきましては、現在、安堵町の例規集を安堵町のホームページに掲載する準備を進めております。このために、文言整理及び内容整理等を今現在行っておりますが、今回、文言整理等につきまして、一定の基準に従いまして掲載されている条例を一括で補正するための本条例を制定するものでございます。

なお、内容整理等につきましても、本条例による整理を反映したのち、内容を精査し順次行ってまいります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号：安堵町例規集の条例の整備に関する条例の制定について
安堵町例規集の条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成22年11月29日提出

安堵町長 西本 安博

安堵町例規集の条例の整備に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、この条例の施行の際、現に施行されている安堵町条例（以下「既存の条例」という。）の内容、効力等に影響を及ぼさない限度において、用語・用字・送り仮名（以下「用語等」という。）の表記、形式等を整備するため必要な事項を定めるものとする。

（用語等の整備基準）

第2条 既存の条例中の用語等については、次の各号に掲げる告示、訓令及び通達の定めるところに従い、所要の改正を行うものとする。

（1）常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）

（2）「常用漢字表」の実施について（昭和56年内閣訓令第1号）

（3）公用文における漢字使用等について（昭和56年内閣閣第138号）

（4）法令における漢字使用等について（昭和56年内閣法制局総発第141号）

（5）「公用文における漢字使用等について」の具体的な取扱方針について（昭和56年内

閣第 159 号、庁文国第 19 号)

- (6) 送り仮名の付け方 (昭和 48 年内閣告示第 2 号)
- (7) 「現代仮名遣い」の実施について (昭和 61 年内閣告示第 1 号)
- (8) 法令用語改善の実施要領 (昭和 29 年内閣法制局総発第 89 号)
- (9) 条例等に用いられる障害者に関する不適切用語の改正について (昭和 57 年自治行第 12 号)
- (10) 法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について (昭和 63 年内閣法制局総発第 125 号)

(法令等の公布及び公布番号)

第 3 条 既存の条例中において引用した法令及び条例に、公布年及び公布番号のかけているものについては、当該法令及び条例の次に括弧書きで公布年及び公布番号を付する。

(法令等の呼称)

第 4 条 既存の条例中において引用された条例の括弧書き中「昭和 (平成) ○○年条例第 ○○号」とあるのは「昭和 (平成) ○○年安堵町 (村) 条例第○号」に統一する。

2 前項に定めるもののほか、引用した法令及び条例の題名のうち改正を要するものは、この条例により改正する。

(その他の用語等の整備の措置)

第 5 条 前条に定めるもののほか、既存の条例中の表記で整備を必要とするものについては、次のように措置するものとする。

(1) 句読点の整備を行う。

(2) 既存の条例中、各条文の見出しを当該条例の制定の目的及び意義に反しない範囲で、内容に即して適正な表現に整備すること。

(3) 本則と別表又は様式の整合を整備するとともに関係をわかりやすくするために、別表又は様式に「(第○条関係)」を付すること。

(4) 表及び様式中の数字を除き、数字の単位は、「億」「万」とし、「千」「百」などの小さい数字は、漢字を用いない。

2 前項に定めるもののほか、既存の条例の用字、用語等の整備に伴い改める必要のあるものは、用字、用語等の整備に適合するものに改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (森田 瞳) これより質疑を行います。

議長 (森田 瞳) 質疑はありませんか。

議長 (森田 瞳) 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 1 号に対し採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 5 議案第 2 号：「安堵町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の
制定について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川建設課長。

建設課長（古川秀彦） それでは、議案第 2 号の提案理由を説明させていただきます。

本条例は、（仮称）安堵郡山西スマートインターチェンジの設置が計画されたことを受け
まして、平成 19 年 3 月に安堵町総合計画が見直され、安堵中学校の東側部分を産業文化ゾ
ーンと位置付け、産業の発展、活性化を図る計画区域といたしました。奈良県におきまして
は、大和都市計画を本年 9 年ぶりに商工業系を優先させた線引きの見直しを計画されており、
当該区域を市街化調整区域から準工業地域に編入する計画となっております。

本案件は、当地域の地区計画を定めることにより、良好な生活環境を整備、保全するた
めに、建築物の用途や建築形態、緑地や道路等の公共施設等の配置について、地区の特性に
応じて細かく定める制度で、都市計画法第 16 条第 2 項の規定により、その案に係る区域内の
土地所有者等の意見を求め、作成する手続きのための条例でございます。

それでは、議案第2号を朗読させていただきます。

議案第2号：安堵町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について

安堵町地区計画等の案の作成手続きに関する条例を別紙のとおり提出する。

平成22年11月29日提出

安堵町長 西本 安博

安堵町地区計画等の案の作成手続きに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という）第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という）の提示方法及び意見の提出方法を定めることを目的とする。

(地区計画等の原案の提示方法)

第2条 町長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して、2週間公衆の縦覧に供さなければならない。

(1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 縦覧場所

(公告の方法)

第3条 町長は、前条に定めるもののほか必要があると認めるときは、説明会の開催、広報紙への掲載等の措置を講ずるものとする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第4条 法第16条第2項に該当する者は、前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を町長に提出しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありますか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 2 号に対し採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 6 議案第 3 号：「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 失礼します。

議案第 3 号：特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する
条例についてを説明します。

本件につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部、及
び教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正するものでございま
す。改正の内容につきましては、町長、副町長及び教育長の期末手当の人事院勧告に伴う減
額でございます。

現行につきましては、年間 3.1 か月分を支給しておりますが、0.15 か月分を減額しまし
て、年間 2.95 か月分となるものでございます。

今年度につきましては、6 月期については既に支給済みでございますので、12 月期で 0.15
か月分を減額いたしまして 1.5 か月分の支給とし、来年度以降につきましては、現行に比べ

まして6月期で0.05か月分の減額の1.4か月分を支給、そして、12月期につきましては、0.1か月分の減額の1.55か月分が支給されることとなります。

それでは、新旧対照表により詳細を説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

上段、第1条関係といたしまして、上段ですが、特別職の職員条例の第6条、及び下段につきましては、教育長の条例の第2条の改正についてでございます。「100分の150」とあるのは「100分の165」とする部分につきまして、「100分の135」とあるのは「100分の150」という改正につきましてですけれども、これは、今年の6月期が支給済みのため、12月期のみで0.15か月分を減額して1.5か月分を12月期に支給するという改正でございます。

2 ページをお開きください。

第2条関係といたしまして、上段、特別職の職員条例の第6条、及び下段、教育長の条例の関係となっております。第6条中、前段部分なんですけれども、「100分の125」とあるのは「100分の145」とする部分を、「100分の122.5」とあるのは「100分の140」とする改正につきましては、来年度以降の6月期の期末手当につきまして、1.4か月分の支給とするための改正部分でございます。後段部分につきましてですけれども、「100分の135」とあるのは「100分の150」とする部分を、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする改正につきましては、来年度以降の12月期の期末手当について、1.55か月分の支給とするための改正でございます。

この改正についての施行日でございますけれども、第1条の関係の施行日、期日は平成22年の12月1日、第2条関係の施行期日は平成23年4月1日といたします。

なお、一般職の職員の給与に関する条例から引用している部分につきましては、一般職の職員の給与改正案の議決により変る場合がございますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等を別紙のとおり提出する。

平成22年11月29日提出

安堵町長 西本 安博

本文につきましては、新旧対照表より説明した内容と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 3 号に対し採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 7 議案第 4 号：「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） それでは、議案第 4 号：一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

本件につきましては、民間企業との給与格差を是正するための人事院勧告に伴い、期末勤勉手当の引き下げ及び国家公務員の給料表改正に伴う安堵町一般職給料表の改正、及び既に支給されております 4 月から 11 月分給与、並びに 6 月期の期末勤勉手当に及ぶ格差相当分を 12 月期支給の期末勤勉手当において調整を行うための改正でございます。

それでは、新旧対照表により詳細を説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

第 1 条関係といたしましては、今年度の 6 月期の期末勤勉手当は既に支給済みのため、12 月期の期末勤勉手当を引き下げる改正でございます。

第 15 条第 2 項で、「100 分の 150」を「100 分の 135」に改正することにつきましては、期末手当につきまして、改正で 12 月期におきまして、0.15 か月分減額し 1.35 か月分の支給となります。

16 条の方へ移りまして、飛びますけれども、下段 16 条第 2 項第 1 号の部分ですけれども、「100 分の 70」を「100 分の 65」に改正する部分につきましては、勤勉手当についての改正でございます。勤勉手当について、12 月期においては 0.05 か月分減額し 0.65 か月分の支給となります。

次に、再任用職員の期末勤勉手当についての改正でございますが、第 15 条第 3 項の部分で、期末手当につきまして「100 分の 85」を「100 分の 80」に改正すること。また、下段 16 条第 2 号は、勤勉手当についてにつきましては「100 分の 35」を「100 分の 30」に改正いたします。

2 ページを御覧ください。

第 19 条中、第 1 項第 4 号部分ですけれども、自動車保険とあるのを損害保険に改正いたします。これは、給与から控除できるもののうち、いままで自動車保険に限定していたものを、火災保険等損害保険全般が適用されるように改正するものでございます。

3 ページを御覧ください。

3 ページから 5 ページにつきましては、行政職給料表の改正でございます。

縦列、職務の級におきまして、1 級につきまして改正はございません。横へ行きまして、2 級につきましては、4 ページ中程になるんですけれども、65 号以上のものについて改正されております。3 級についてでございますけれども、3 級につきましては、同じく 4 ページ 49 号以上のものについて改正されております。右へ行きまして、4 級につきましては、3 ページに戻っていただきまして、33 号俸以上のものについて改正されております。5 級につきましては同じく 3 ページ、25 号俸以上のものについて改正されております。6 級につきましては、17 号俸以上のものについて改正されております。平均で 0.1 パーセントの引き下げとなっております。

6 ページを御覧ください。

第 2 条関係につきましては、来年度以降の 6 月期及び 12 月期の期末勤勉手当の改正でございます。期末手当につきましては、第 15 条第 2 項前段部分で 6 月期について「100 分の 125」を「100 分の 122.5」に改正し、後段部分につきましては、12 月期について「100 分の 135」を「100 分の 137.5」に改正しておるところでございます。また、勤勉手当につきましては、下段第 16 条第 2 項第 1 号におきまして「100 分の 65」を「100 分の 67.5」に改正するものでございます。これによりまして、6 月期 1.9 か月分、12 月期 2.05 か月分と改正されまして、年間 0.02 か月分引き下げられまして 4.15 か月分から 3.95 か月分の支給となるものでございます。

また、再任用職員につきましての期末勤勉手当の改正につきましても、第 15 条第 3 項及び第 16 条第 2 項の第 2 号の改正で、来年度以降につきましては、6 月期 0.975 か月分の支給、12 月期 1.126 か月分支給、年間 2.1 か月分の支給、と改正となっております。

7 ページを御覧ください。

第 3 条関係といたしましては、附則 7 におきまして「100 分の 99.76」を「100 分の 99.59」に改正するものでございます。これにつきましては、平成 18 年に給料の抜本的な見直しが図られましたが、その時に給与が大幅に減額されたため、その差額を補償するために定められていた率が今回の給料表の改正により差額が縮減するため、この率を 99.59 パーセントに下げるものでございます。

また、最後に、附則により第 1 条で改正した新給料表へ移行したとき、既に支給されております給与並びに 6 月期の期末勤勉手当におきまして、その格差部分、格差相当分を 12 月期支給の期末勤勉手当において調整を図ります。この改正についての施行日につきましては、第 1 条及び第 3 条の施行期日は平成 22 年 12 月 1 日とし、第 2 条の施行期日は平成 23 年 4 月 1 日といたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第 4 号：一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 11 月 29 日提出

安堵町長 西本 安博

本文につきましては、先程、新旧対照表で説明いたしましたので、重複いたしますので割愛させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありますか。

2 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 2 番、山岡 議員。

2 番（山岡 敏） 2 番、山岡敏でございます。

これ、平成 18 年にも相当ダウンの給料改正されております。今回また、こういうようなことでございますけども。前回の委員会的时候に、初任の方と、また後任の方は殆ど入っていないと、真ん中が改正されるというようなこともお聞きしてるんですけども。この改正によって、もし否決された場合ですね、まだこれから審議されるわけですが、否決された場合ど

んな影響がありますか、その点ちょっと教えていただきたい。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 一応、人事院勧告といたしましては、先程申しましたとおり民間給与格差部分を是正するというところでございます。それにつきましては、給料表を平均で0.1パーセント下げているところでございます。

否決とゆうことになりますと、この部分が改正されないゆうことでございますので、住民と言いますか、一応世間一般の報道から逸脱することになると思いますので、その点、民間給与との格差部分っていう部分につきまして、若干異議が出るのかなどそのように思っております。また、当然、今回否決されましてもこの給料表改正につきましては、また次期に改正されるものと思っております。以上でございます。

議長（森田 瞳） 他に質疑ありませんか。

議長（森田 瞳） これで質疑を終わります。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論ございませんか。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 9番、田中議員。

9番（田中幹男） 9番、田中幹男です。

私は昨年に続きまして反対をさせていただきます。主に2点あります。

1点目は、この人事院勧告自体、本来国家公務員に対する制度であります。当然、当該の市町村においては、市町村の状況を鑑みて考えられるのが本来の推移でありまして、何も右ならえする必要はないというのが私の一つの考え方です。

安堵町の職員の皆さんの給料は国歌が100とした場合に、現在89パーセントとってというのが状況であります。もともと1割以上低い状態の中で、何で下げる必要があるのかというのが私の考え方です。むしろ上げるべきだってというのが本来の考え方です。

それが1点。

あと2点目ですけれども、今、大変な不景気の状態が続いております。これは何故なんでしょうか。一つには、需要と供給の差が30兆もあるというのが大きな原因となっております。

何故、物が安くないと売れないのか。それは1番の大きな原因は、勤労者の収入が最高時に比べ60万円減っています。一月に直せば5万円です。この状態で物が売れないのは当然ではないのでしょうか。

今、不景気の一歩の打開策というのは給与を上げることが求められているんだと私は考えます。今の施策は逆行してます。はっきり言いまして。ますます、企業は物を作っても売れない、売れないから安く売る、この悪循環に陥ってるのは日本の経済なんですよ今。これをね、変えない限り、不景気は一向に良くなならないっていうのが私の理論であります。そういう意味でね、やっぱり安堵町の、特に職員の皆様についてはね、もともと低いんですから上げてやるべきが、本来の筋ではないでしょうかね。やっぱここで下げるってことは他のね、安堵町の中の他の人達にも影響されんですよ、影響させるんです。そこをやっぱりね考えていただきたいっていうのが私の考え方です。

ですからね、今、政府なんかでもそうですけども、時給最低1,000円っていうのは本来筋ですよ。200時間働いて20万の給料なかったら生活なんかできませんよ、今の最低時給なんか。そこを是非、考えていただきたいと思います。

ですから私は、議員の皆さんについても、そこを本当に根本的にね、考えていくのが議員ではないでしょうか。以上終わります。

議長（森田 瞳） 他に討論ありませんか。

5番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 5番、吉田議員。

5番（吉田忠世） 今、田中議員の発議がありましたけれども。

確かに心情的にはわからんでもないわけです。ただ、昨日のテレビでも、民間給与っていうものが相当低くなっています。人事院勧告っていうのは大体民間給与を引き下げっていうことを。

民間給与との差額っていうものを見た場合には相当その開きがあります。民間においては、今、2万円、3万円っていうのはざらにあるわけなんです。そういった中で、公務員は結構なもんだなあという指摘があるわけです。従って、この安堵町の給与全体低いっていうのは、ずっと以前から低いわけでございます。それに見合っただけで率的に下がるわけですけども、0.1パーセント、これ微々たるものでございますので、一応他との整合性っていうものも考えた中で、やはりこれは認めていくべきではないかと、このように考えております。以上です。

議長（森田 瞳） 他にありませんか。

議長（森田 瞳） これで討論を終わります。

議長（森田 瞳） これより議案第4号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手多数です。

議長（森田 瞳） よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第5号：「災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例を廃止する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長（喜多君美代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 喜多税務課長。

税務課長（喜多君美代） それでは、議案第5号：災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例を廃止する条例について説明させていただきます。

この条例は、昭和36年9月16日の第2室戸台風による被害者に対して、当該年度分の町民税及び固定資産税の全部又は一部を免除する目的で制定されたものであります。

条例内容の実行性が既に喪失していることから、当該条例を廃止するものです。

なお、災害等の被害者に対する町税の減免措置については、平成10年9月25日災害による被害者に対する町税の減免に関する要綱に基づき、現在実施しております。

それでは、本文を朗読させていただきます。

議案第5号：災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例を廃止する条例について

災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

平成22年11月29日提出

安堵町長 西本 安博

次のページをお開きください。

災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例を廃止する条例

災害に因る被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和 36 年安堵村条例第 3 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 5 号に対し採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 只今より、約 10 分暫時休憩いたします。

暫時休憩

午前 10 時 56 分

午前 11 時 07 分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き再開します。

日程第9 議案第6号：「平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 議案第6号：平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）についてを説明いたします。

本補正につきましては、総務費 304 万円、民生費 544 万 1 千円、衛生費 マイナス 242 万 1 千円、土木費 マイナス 230 万円、教育費 56 万 6 千円、合計 432 万 6 千円の増額補正でございます。これによる歳入歳出総額はそれぞれ 27 億 5,779 万 9 千円でございます。

それでは、補正予算書により詳細を説明させていただきます。

8 ページをお開きください。

款 2. 総務費、項 2. 徴税費、目 1. 税務総務費につきましてでございます。

補正額 37 万 6 千円の増額補正でございます。

これにつきましては、県事業の緊急雇用創出事業補助金を活用いたします補正でございます。この財源につきましては、7 ページを御覧ください。戻っていただきまして、款 14. 県支出金、項 2. 県補助金、目 8. 労働費補助金、37 万 6 千円を充てさせていただきます。

8 ページへ戻っていただきまして、

同款、項 4. 選挙費、目 4. 知事・県議会議員選挙費、補正額 266 万円の増額補正でございます。これにつきましては、来年 5 月 10 日に執行予定の奈良県知事・奈良県議会議員選挙に係る平成 22 年度執行分でございます。選挙執行経費の内示がございましたので今回の補正とさせていただきます。

この財源といたしましては、すいませんが 7 ページに戻っていただきまして、項 3. 委託金、目 1. 総務費委託金、253 万 7 千円を充て、また、下の款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 基金繰入金を充てさせていただきます。

すいません、9 ページへ戻っていただきたく思います。

同款、項 5. 統計調査費、目 2. 指定統計費 4 千円の増額補正でございます。これにつきましては、需要費の増加によるものでございます。

財源といたしましては、7 ページ戻っていただきまして、款 14. 県支出金、項 3. 委託金、目 1. 総務費委託金、4 千円を充てさせていただきます。

また、9 ページに戻っていただきまして、款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費、60 万 4 千円の増額補正でございます。これにつきましては、平成 21 年度の障害者自立支援給付費負担金の精算を行った結果、国庫金を貰いすぎということでしたので、こ

れを償還するものでございます。

この財源につきましては、基金繰入金を充てさせていただきます。

同じく民生費、目 9. 自立支援給付費、201 万 6 千円の増額補正でございます。これにつきましては、障害者自立支援法の改正に伴います、特定旧法指定施設リハビリテーションでございますけれども、新体系事業所への移行促進のための補助金。また、及び障害者の地域での自立した生活の支援を目指し、障害を持つ人に各種サービスの提供の利用者数及び利用件数が増加したことによるものでございます。

この財源といたしましては、6 ページ、7 ページに戻っていただきまして、款 13. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 民生費国庫負担金につきまして 100 万円、款 14. 県支出金、項 2. 県補助金、目 3. 民生費補助金 50 万円、款 14. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 民生費補助金 1 万 2 千円。及び款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 基金繰入金を充てさせていただきます。

9 ページに戻っていただきまして、同項、目 10. 地域生活支援事業費 40 万円の増額補正でございます。これは重度の障害がある人に対しまして、自立生活支援用具の給付又は貸与を行っておりますが、この利用件数が増加したことによるものでございます。

この財源といたしましては、6、7 ページへ戻っていただきまして、款 13. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金、目 1. 民生費国庫補助金 20 万円、款 14. 県支出金、項 2. 県補助金、目 2. 民生費補助金 10 万円。及び款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 基金繰入金を充てさせていただきます。

9 ページに戻っていただきまして、同款、項 3. 人権対策費、目 1. 人権行政対策費 32 万円の増額補正でございます。これにつきましては、職員の昇給によるものでございます。財源といたしましては、基金繰入金を充てさせていただきます。

10 ページを御覧ください。

同項で、目 2. ふれあい人権センター運営費 210 万 1 千円の増額補正でございます。これにつきましては、職員の人事異動に伴うものでございます。この財源といたしましても、基金繰入金を充てさせていただきます。

款 4. 衛生費、項 2. 清掃費、目 1. 塵芥処理費 242 万 1 千円の減額補正でございます。これにつきましては、職員の退職によります給料の減額でございます。これにつきましては、基金繰入金で 242 万 1 千円を減額することにより調整いたします。

款 7. 土木費、項 3. 都市計画費、目 2. 下水道費 230 万円の減額補正でございます。

これにつきましては、下水道事業特別会計におきまして、公共下水道特別措置分としての起債同意額が 230 万円となったことによります財源更正によりまして下水道事業起債を増額し、この分を一般会計の持ち出し分を減額するものでございます。

これにつきましては、基金繰入金 230 万円の減額により調整いたします。

款 9. 教育費、項 2. 小学校費、目 2. 教育進行費 8 万 9 千円の増額及び同項、目 4. 給食費 15 万 1 千円の増額補正でございます。

これにつきましては、低所得者の保護者への就学援助につきまして、生活保護基準の改正

によります、1人当たり児童養育加算が増額されましたことによりまして、認定枠が拡充し、認定者数が増加したためのものでございます。

この財源につきましては、基金繰入金を充てさせていただきます。

次に、同款、項4. 幼稚園費、目1. 幼稚園費 32万6千円の増額補正でございます。これにつきましては、低所得の保護者への就園補助につきまして、低所得所帯が増加したためのものでございます。これにつきましても、基金繰入金を充てさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第6号：平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）を別紙のとおり提出する。

平成22年11月29日提出

安堵町長 西本安博

1ページを御覧ください。

議案第6号：平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）

平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ432万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,779万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年11月29日提出

生駒郡安堵町長 西本安博

2ページを御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款13. 国庫支出金、項1. 国庫負担金

補正前の額 1億3,055万7千円、補正額 100万円、計 1億3,155万7千円。

項2. 国庫補助金

補正前の額 1,092万6千円、補正額 20万円、計 1,112万6千円。

款14. 県支出金、項1. 県負担金

補正前の額 6,503万8千円、補正額 50万円、計 6,553万8千円。

項2. 県補助金

補正前の額 7,640万7千円、補正額 48万8千円、計 7,689万5千円。

項3. 委託金

補正前の額 2,135 万 8 千円、補正額 254 万 1 千円、計 2,389 万 9 千円。

款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 2,244 万 2 千円、補正額 マイナス 40 万 3 千円、計 2,203 万 9 千円。

歳入合計

補正前の額 27 億 5,347 万 3 千円、補正額 432 万 6 千円、計 27 億 5,779 万 9 千円。

歳出

款 2. 総務費、項 2. 微税費

補正前の額 6,060 万 4 千円、補正額 37 万 6 千円、計 6,098 万円。

項 4. 選挙費

補正前の額 1,418 万 7 千円、補正額 266 万円、計 1,684 万 7 千円。

項 5. 統計調査費

補正前の額 329 万 4 千円、補正額 4 千円、計 329 万 8 千円。

款 3. 民政費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 5,420 万 4 千円、補正額 302 万円、計 4 億 5,722 万 4 千円。

項 3. 人権対策費

補正前の額 5,148 万 9 千円、補正額 242 万 1 千円、計 5,391 万円。

款 4. 衛生費、項 2. 清掃費

補正前の額 2 億 7,479 万 4 千円、補正額 マイナス 242 万 1 千円、計 2 億 7,237 万 3 千円。

款 7. 土木費、項 3. 都市計画費

補正前の額 1 億 954 万 3 千円、補正額 マイナス 230 万円、計 1 億 724 万 3 千円。

款 9. 教育費 項 2. 小学校費

補正前の額 3,114 万 7 千円、補正額 24 万円、計 3,138 万 7 千円。

項 4. 幼稚園費

補正前の額 409 万円、補正額 32 万 6 千円、計 441 万 6 千円。

歳出合計

補正前の額 27 億 5,347 万 3 千円、補正額 432 万 6 千円、計 27 億 5,779 万 9 千円。

以降、事項別明細書につきましては、先程説明いたしましたので割愛させていただきます。

御審議のほど、よろしく願いたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 6 号に対し採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 10 議案第 7 号：「平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川建設課長。

建設課長（古川秀彦） それでは、議案第 7 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）について、説明させていただきます。

議案書の 7 ページをお開きください。

今回の補正は、平成 22 年度公共下水道事業の起債償還に対し、公共下水道事業債特別措置分として 230 万円の起債同意が得られましたので、本年度の起債償還元金 7,070 万 5 千円の財源といたします。それに伴いまして、一般会計からの繰入金は起債額の増額によりまして 230 万円を減額する財源更正でございます。従いまして、歳入歳出予算の総額につきまして増減はございません。

それでは、議案第 7 号を朗読させていただきます。

議案第 7 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 11 月 29 日提出

安堵町長 西本 安博

続きまして、議案書 1 ページをお開きください。

議案第 7 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）

平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成 22 年 11 月 29 日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

続きまして、2 ページをお開きください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 4. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金

補正前の額 9,882 万 7 千円、補正額 マイナス 230 万円、計 9,652 万 7 千円。

款 6. 町債、項 1. 町債

補正前の額 1 億 2,730 万円、補正額 230 万円、計 1 億 2,960 万円。

歳入合計

補正前の額 3 億 5,215 万 4 千円、補正額 0 円、計 3 億 5,215 万 4 千円。

3 ページをお開きください。

歳出

款 2. 公債費、項 1. 公債費

補正前の額 1 億 2,136 万 3 千円、補正額 0 円、計 1 億 2,136 万 3 千円。

歳出合計

補正前の額 3 億 5,215 万 4 千円、補正額 0 円、計 3 億 5,215 万 4 千円。

続きまして、4 ページをお開きください。

第二表 地方債補正

起債の目的、公共下水道事業債

補正前限度額 1,400 万円、補正後限度額 1,630 万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前・補正後共に変更はございません。

5 ページ以降の事項別明細につきましては、省略させていただきます。

下水道事業特別会計補正予算につきましては、以上でございます。

よろしく御審議お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第7号に対し採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第11 発議第1号：「安堵町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5 番（吉田忠世） はい。

議長（森田 瞳） 5 番 吉田議員。

(吉田議員 登壇)

5 番 (吉田忠世) それでは、発議第 1 号について御説明申し上げます。

議員の定数につきましては、全員で協議を重ねてまいりました。また、他町村における状況を見ますと、定数改正っていうものが相当なされております。更に、当町の人口も 8 千人を割る状態になって来ておりますので、住民からの意見も定数削減については、各議員に訴えられておるといふような状況を考えて、今回、この条例の改正を行うわけでございます。一応、対照表の中で、議員は定数現在 12 名でございますが、定数を 10 名とし 2 名減というふうな形で進めたいというふうを考えております。

では、議案書を読ませていただきます。

安堵町議会の議員定数条例の一部を改正する条例について

安堵町議会の議員の定数条例（昭和 41 年 3 月安堵村条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 11 月 29 日提出

安堵町議会議員 吉田 忠 世
溝 脇 久 利
安 井 修

安堵町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例

安堵町議会の議員の定数条例（昭和 41 年安堵村条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

本文中「12 名」を「10 名」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長 (森田 瞳) これより質疑を行います。

議長 (森田 瞳) 質疑はありますか。

議長 (森田 瞳) 質疑なしと認めます。

議長 (森田 瞳) これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより発議第1号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第12 発議第2号：「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 5番 吉田議員。

（吉田議員 登壇）

5番（吉田忠世） 発議第2号を説明いたします。

この条例につきましても、人事院勧告に基づきまして、当町の議員の条例を改正するものでございます。期末手当につきましても、6月1日、12月1日でございますが、これらにつきましても6月期につきましても既に6月に支給されておりますので、12月期に年間3.1か月分を2.95か月分に改正するものでございまして、既に6月に支給されておりますので、12月分で1.5か月分、0.15か月分の減額をするものでございます。

それで23年度、来年度につきましても、6月分で0.05、12月で0.1か月分、合わせて2.95か月に改正するものでございます。

朗読をさせていただきます。

発議第2号：安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成20年9月安堵町条例第13号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成22年11月29日提出

安堵町議会議員 吉田 忠 世

溝 脇 久 利

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

第1条 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成20年安堵町条例第13号)の一部を次のように改正する。

7条第2項中「100分の150」とあるのは「100分の165」を「100分の135」とあるのは「100分の150」に改める。

第2条 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成20年安堵町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」を「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の135」とあるのは「100分の150」を「100分の137.5」とあるのは「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

議長(森田 瞳) 質疑はありませんか。

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

議長(森田 瞳) これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

議長(森田 瞳) これより発議第2号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第13 発議第3号：「奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため、公的存続法の早期成立を求める意見書」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 9番 田中議員。

（田中議員 登壇）

9番（田中幹男） それでは、御説明させていただきます。

発議第3号：奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため、公的存続法の早期成立を求める意見書

このことについて、別紙のとおり会議規則第12条の規定により提出します。

平成22年11月29日提出

安堵町議会議員 田中幹男
松田和代

それでは、読み上げさせていただきます。

奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため、公的存続法の早期成立を求める意見書

奈良社会保険病院の存続については、昨年秋の第173回臨時国会において、社会保険病院・厚生年金病院等の「公的存続法案」が提出されました。しかし、昨年末には継続審議となり、第174回通常国会において、衆議院で可決されましたものの、参議院においては国会会期不足から審議未了による廃案となりました。

社会保険病院・厚生年金病院の現保有者である独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO、以下「整理機構」）を解散することについては、先の第175回臨時国会において「整理機構」の2年延長法案が可決をされました。しかし、「整理機構」は施設を売却・譲渡し、年金、健康保険財政に資することを目的とした独立行政法人であり、その延長が将来に亘る安定的な施設の存続や、継続性のある地域医療の提供を担保するものではありません。

ん。売却や譲渡への不安は、医師及び看護師などの離職を招き、地域に必要な診療科の不足や閉鎖など医療サービスの低下のみならず、地域住民の生命をも脅かし、奈良県の医療体制に重大な影響を及ぼすことも危惧されております。

救急、小児救急医療や産科医療などの不採算医療、看護師不足改善への貢献など、地域医療の崩壊を食い止め、これまで続けてきた公的な医療機関としての機能を安定的に提供し、充実させていくためにも、引き続き、奈良社会保険病院が公的な医療機関として存続することが必要です。

さらに、すべての国民が等しく良質な医療サービスが受けられるためにも、国の責任において、社会保険病院・厚生年金病院等の公的存続法案を、速やかに成立されるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 11 月 29 日

奈良県安堵町議会

[提出先]

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

議員各位の皆さんの御賛同、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより発議第 3 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） お手元に会期日程をお配りいたします。

議長（森田 瞳） 議会運営委員会は、12月2日（木）午前10時からですので、よろしく
お願いいたします。

議長（森田 瞳） 一般質問の通告期限についてですが、12月3日（金）の午後5時で締め切ら
せていただきます。

議長（森田 瞳） 次回の本会議は、12月8日（水）午前10時からです。
よろしくお願いたします。

議長（森田 瞳） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。

散 会

午前 11 時 48 分
